

第一回國會衆議院農林委員會會議錄第二十三号

昭和二十二年九月二十二日(月曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

理事 森田 壽雄君

理事 田中 健吉君

理事 野上 健次君

理事 細野 三千雄君

理事 小林 運美君

理事 寺本 齊君

理事 八木 一郎君

理事 重富 卓君

理事 益谷 秀次君

理事 梁井 淳二君

理事 坪井 重蔵君

理事 山口 武秀君

出席國務大臣

農林大臣 平野 力三君

出席政府委員

農林事務官 山添 利作君

委員外の出席者

専門調査員 片山 徳次君

九月二十日

農林委員會農林技術員の設置費國庫補助の請願(西村久之君紹介)(第六一五號)

三菱商事會社經營の澱粉工場を廢止し、村に譲渡の請願(野澤勝君紹介)(第六二〇號)

米の多收穫施設會設置の請願(廣川弘禪君紹介)(第六二四號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

農業資金相續特例法案(内閣送付)(豫第二二號)

臨時農業生産調整法案(内閣提出)(第五五號)

重要肥料統制法等を廢止する法律案(内閣提出)(第五六號)

農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案(内閣送付)(豫第一五號)

○野澤委員長 會議を開きます。

會議に付する議案の審議の前に委員

長から報告を申し上げておきたいと思

います。先般本委員會におきまして和

歌山縣下の水害、早害の觀察に不肖私

参りました。その報告を文書にまとめ

ましたので、簡単に御報告申し上げたい

と思います。簡単に御報告申し上げたい

と。今夏和歌山縣下のこうむりたる

早、水害の被害は甚大をきわめ、被害

に絶するものがあり、その範圍は早

害において紀北一帯、水害に於ては

紀南全土に及ぶ廣汎な地域にわたる

ものであります。以下農林關係被害

の概要をおよそつぎの如くであります。

一、早害關係(紀北地帯)

枯死せる早害耕地面積三千二百九

町歩に達し、この減收石数三つと六

萬四千石に及び、なお他に植付期早

害による植付不能に至るもの四百七

町歩、この減收見込約九千石、ほか

に早害被害五千四百五十町歩、この

減收六萬三千六百石に達するのであ

ります。さらに甘藷被害約五千町

歩、この減收見込九百九十二萬三千

餘貫となり、その他稻の病蟲害發生

面積三千二百六十町歩、さらに増加

を豫想せらるる面積五千三百町歩を

加ふるならば、今後の減收量は半ば

皆無の事情にあります。

二、水害關係(紀南地方)

田、畑、畦畔の流失三千三百十九町、

農道被害約三萬間、その被害の總額

なお今回和歌山縣下のこうむりた

る早、水害地は、和歌山縣下穀倉地

帯にしてさきに南海震災地區だけに

相次ぐ災害の打撃はきわめて深刻で

あり、耕作農民は文字通りぼう然自

失の體の中にあるも食糧事情の重大

性を自覺し、自主的にこれが再建に

苦闘を重ねるも、環境はきわめて

不利のため想像に絶する障害に逢着

しているものであります。これが對策

については時間的にもきわめて早急

を要するとともに、これを恒久、當

面の見地より對策を樹立し、もつて

我國農政の完壁を期すべき要があり

ます。以下對策一、三についてこれ

を申し上げれば

一、給食を徹底し速やかに再建の機

會を與へること。

二、援護生活必需品を放出する反

面、寒冷期對策をも合わせ考慮す

ること。

三、農業再生産資材を應急に供給す

ること。

四、肥料、種苗等については速やか

に手當すること。

五、食糧供出に對しては早急にこれ

が割當調整をはかること。

六、各種課税は大幅減免または控除

の道を探ること。

七、農業保險制度を適及して適用す

ること。

八、復興のため封鎖支拂の一部解除

を行うとともに、農業再生産に必

要なる助成金を緊急交付すること。

と。助成金または補助金額未定の

ため當面金融面に支障を來してい

るので暫定的措置として政府にお

いては地方金融機關に對し保證の

措置を講じ應急處置に對應すべき

である。

九、住宅對策として早急にこれが措

置を講じ、寒冷期をして遺漏なき

を期すること。

一〇、この原因を探究し恒久對策

樹立の要がある。

以上要約して御報告申し上げた次第で

あります。

○野澤委員長 次に會議に附する議案

のうち農業生産調整法について政府の

説明を聴くことにいたしましたと思ひま

す。

臨時農業生産調整法案

臨時農業生産調整法

第一條 この法律は、重要な農産物

の生産及び供出を確保するため、

公正且つ計量的に農業生産の調整

を行うことを目的とする。

第二條 この法律において、農業計

畫とは、農産物の作付面積、生産

數量若しくは供出數量又はその生

産に必要な肥料その他の資材で命

令で定めるものの配給數量につい

て行政廳の定める計畫をいう。

この法律において、農業者と

は、耕作の業務を営む者をいう。

第三條 農林大臣は、經濟安定本部

總裁の定める方策に基づき、命令で

定める農産物についての都道府縣

別の農業計畫及びその實施に關し必要な事項を定め、これを當該都道府縣知事に指示する。

農林大臣は、前項の農業計畫を定めるには、豫め中央農業調整委員會及び都道府縣知事の意見を聴かなければならない。

中央農業調整委員會に關する規程は、政令でこれを定める。

第四條 都道府縣知事は、前條第一項の指示を受けたときは、その指示に従い、市町村別の農業計畫及びその實施に關し必要な事項を定め、これを當該市町村長に指示しなければならない。

都道府縣知事は、必要と認めるときは、農林大臣の承認を受けて、前條第一項の命令で定める農産物以外の農産物についての市町村別の農業計畫及びその實施に關し必要な事項を定め、これを當該市町村長に指示することができる。

都道府縣知事は、前二項の農業計畫を定めるには、都道府縣農業調整委員會の議決を経なければならない。

第五條 市町村長は、前條第一項又は第二項の規定による指示を受けたときは、その指示に従い、市町村農業調整委員會の議決を経て、當該市町村の區域内に住所を有する農業者別の農業計畫を定めなければならない。

前項の農業計畫は、當該農業計畫に係る農業者ごとに、左の事項を勘案してこれを定めなければならない。

一 當該農業者が農地の利用に關して有する計畫

二 農地の面積、地味その他の狀況

三 作付及び收穫の實績

四 作物の組み合せに關する事項

五 農業労働力に關する事項

六 飼養家畜の種類及び頭數

市町村長は、第一項の農業計畫を定めたときは、遲滞なくこれを公表しなければならない。

第六條 前條第一項の農業計畫に係る農業者は、當該農業計畫について異議があるときは、市町村長に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第三項の規定による公表があつた日から一週間を経過したときは、この限りでない。

市町村長は、前項の申立を受けたときは、市町村農業調整委員會の議決を経て、同項の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

前項の決定をする場合において、當該決定に因つて第四條第一項又は第二項の規定による指示に違反する結果を生ずるときは、市町村長は、豫め都道府縣知事の承認を受けなければならない。

都道府縣知事は、前項の承認をするには、都道府縣農業調整委員會の議決を経なければならない。

第七條 第五條第一項の農業計畫につき前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、又は同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定をしたときは、市町村長は、當該農業計畫に係る農業者に對し、當該農業計畫を指示しなければならない。

前項の規定により指示を受けた者がその指示に従わないときは、市町村農業調整委員會は、都道府縣知事に對して、その者に當該指示に従ふことを命ずべきことを申請することができる。

前項の申請があつた場合において、都道府縣知事は、相當と認めるときは、當該指示を受けた者に對して、當該指示に従ふべきことを命ずることができる。

第一項の規定による指示を受けた者がその指示に係る面積の作付をしないときは、市町村農業調整委員會は、第五條第一項の農業計畫に定められたその者に係る肥料その他の資材の配給數量の削減を市町村に請求することができる。

第八條 前條第一項の規定による指示を受けた農業者は、災害その他やむを得ない事由に因つて當該農業計畫に係る生産數量の農産物を生産することができなくなつたときは、命令の定めるところにより、市町村長に對して、當該農業計畫のうち供出數量に係る部分の變更を請求することができる。

前項の場合には、第六條第二項乃至第五項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項の期間満了後」とあるのは、「第八條第一項の請求を受けた日の後」と読み替へるものとする。

第九條 都道府縣知事が重要な農産物の生産を確保するため必要があるとき、都道府縣知事は、都道府縣農業調整委員會の議決を経て、地域、期間並びに農産物の種類及び品種を指定したときは、當該地域において當該期間内に當該農産物の作付をしようとする者は、市町村農業調整委員會の承認を受けなければならない。

前項の指定は、當該指定に係る期間の開始する日から少くとも二箇月前に、命令の定めるところにより公示してこれをしなければならない。

第十條 市町村農業調整委員會は、重要な農産物の生産を増進し、又はその障害を排除するため特に必要があるとき、市町村の區域内に住所を有する農業者その他市町村の區域内の土地若しくは農業用施設につき權利を有する者に對し、病虫害の豫防又は害蟲の驅除、水利の調整、防護林の保全、農業用施設の共同利用等に關し必要な事項を指示することができる。

前項の場合には、第七條第二項の規定を準用する。

都道府縣知事は、前項において準用する第七條第二項の申請に係る者に對して、異議があれば十日以内にこれを申し出るべき旨を催告しなければならない。

告しなければならない。

前項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき、又は異議の申出に理由がないと認めるときは、都道府縣知事は、第二項において準用する第七條第二項の申請に係る者に對して、第一項の規定による指示に従ふべきことを命ずることができる。

第十一條 市町村に、市町村農業調整委員會を置く。

市町村農業調整委員會は、都道府縣知事及び市町村長の監督に屬し、この法律その他の法令によりその權限に屬させた事項を處理する。

第十二條 市町村農業調整委員會は、會長及び委員を以てこれを組織する。

會長は、市町村長を以てこれに充てる。

委員は、農業者で選舉權を有するものが被選舉權を有する者に就き選舉した者十五人を以てこれに充てる。

市町村長は、特に必要があると認めるときは、都道府縣知事の認可を受けて前項の委員の定數を増減することができる。

市町村長は、第三項の規定により選舉される委員の外、その委員の定數の四分の一を限り、委員を選任することができる。

市町村長は、前項の委員を選任するには、第三項の規定により選舉された委員の過半数の同意を得なければならない。

第十三條 市町村の區域内に住所を有し、命令を以て定める面積の土地

地に就いて耕作の業務を営む者は、市町村農業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。未成年者、禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

第十四條 市町村農業調整委員会の委員の選挙権を有する者は、その總数の三分の一以上の連署を以て、第十二條第三項の規定により選挙された委員の解職を請求することができる。

第十五條 市町村農業調整委員会は、第十一條に規定する事項を處理するため必要があるときは、市町村の区域内に住所を有する農業者その他関係者に對し、その出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員に農地その他必要な場所に就き所定の調査をさせることができる。

第十六條 市町村長は、市町村農業調整委員会の議決又は處分が法令又は法令に基いてする行政廳の處分に違反すると認めるときは、その議決又は處分を取り消すことができる。

前項の場合には、市町村長は、都道府県知事の承認を受けて、市町村農業調整委員会の議決を経ないで第五條第一項若しくは第六條第二項の規定による處分をし、又は市町村農業調整委員会の處分に代わるべき處分をすることができ、市町村農業調整委員会が成立し

ないとき、又は成立した場合において議決すべき事項を議決しないときも、また前項と同様とする。

第十七條 市町村農業調整委員会に關する費用については、政府は、毎年度豫算の範圍内で補助金を市町村に交付する。

第十八條 特別の事情のある市町村には、命令の定めるところにより、市町村農業調整委員会を置かないことができる。この場合において、この法律により市町村農業調整委員会の権限に屬させた事項は、市町村長がこれを處理する。

第十九條 この法律に定めるものの外、市町村農業調整委員会及びその委員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十條 都道府県に、都道府県農業調整委員会を置く。

都道府県農業調整委員会は、農林大臣及び都道府県知事の監督に屬し、この法律その他の法令によりその権限に屬させた事項を處理する。

第二十一條 都道府県農業調整委員会は、會長及び委員を以てこれを組織する。

會長は、都道府県知事を以てこれに充てる。

委員は、都道府県知事の定める選挙區ごとに、市町村農業調整委員会の會長及び第十二條第三項の規定により選挙された委員の中から二人を互選し、その選に當つた者を以てこれに充てる。

を委任することができる。

前項の場合には、第十二條第六項の規定を準用する。

第二十二條 前條第三項の規定により都道府県農業調整委員会の委員を互選することのできる者は、その者と同一の選挙區に屬し同項の規定により互選することのできる者の總数の三分の一以上の連署を以て、當該選挙區において同項の規定により互選された都道府県農業調整委員会の委員の解職を請求することができる。

第二十三條 都道府県農業調整委員会には、第十五條乃至第十七條及び第十九條の規定を準用する。この場合において、第十五條中「第十一條」とあるのは、「第二十條」と、第十五條及び第十七條中「市町村」とあるのは、「都道府県」と、第十六條第一項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府県知事の承認を受けて」とあるのは、「都道府県知事は」と、「第五條第一項若しくは第六條第二項」とあるのは、「第四條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項」と讀み替へるものとする。

第二十四條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県農業調整委員会の議決を経て、支廳又は地方事務所の所管區域ごとに地區農業調整委員会を置き、都道府県農業調整委員会の権限に屬する事項で當該區域に關するものを處理させることができる。

地區農業調整委員会は、會長及び委員を以てこれを組織する。

會長は、當該支廳又は地方事務所の長を以てこれに充てる。

委員は、第一項の區域内の市町村に設置された市町村農業調整委員会ごとに、その會長及び委員の中から二人を互選し、その選に當つた者を以てこれに充てる。

第二十五條 地區農業調整委員会には、第十五條乃至第十七條及び第十九條の規定を準用する。この場合において、第十五條中「第十一條」とあるのは、「第二十四條」と、「市町村の區域内」とあるのは、「支廳又は地方事務所の所管區域内」と、第十六條第一項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府県知事の承認を受けて」とあるのは、「都道府県知事は」と、「第五條第一項若しくは第六條第二項」とあるのは、「第四條第一項若しくは第二項」と、第十七條中「市町村」とあるのは、「都道府県」と讀み替へるものとする。

第二十六條 この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、特別市にあつては、特別市又は特別市の市長に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區は行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に、これを適用する。

第二十七條 第七條第三項の規定による命令に違反した者は、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第二十八條 第九條の規定に違反して當該農産物の作付をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第二十九條 第十條第四項の規定による命令に違反した者は、これを五年圓以下の罰金に處する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、この法律公布の日から一箇月を経過した後の日であつてはならない。

この法律の施行後市町村農業調整委員会、都道府県農業調整委員会又は地區農業調整委員会が成立するに至るまでは、この法律により當該委員会の権限に屬させた事項は、命令で定める委員会がこれを處理する。

この法律は、昭和二十四年三月三十一日に、その效力を失ふ。但し、その時までにした行爲に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその效力を有する。

○平野國務大臣 ただいま議題となりました臨時農産生産調整法に關する提案の理由を御説明申し上げたいと思ひます。

本案は、危機突破經濟緊急對策の第一に掲げられてゐるところの農産生産と供出とを計畫的に連繫せしめて、主要食糧の供出制度を根本的に改善する方策に基いて立案したものであります。今日食糧事情が深刻となつてまいりました原因は、朝鮮、滿洲等からの輸入がなくなりましたことのほか、わが國內部における農産事情において

も、戦争による主要食糧の不足を要機といたしまして、主要農産物の重層的生産の増進、主要食糧供出の強化に伴つて、かえつて行き過ぎるに達著し、一方一般経済の衰退による資材及び蓄力の不足等によりまして、農業生産に脆弱化の一途をたどり、その上敗戦による経済及び民心の變化によりまして、戦時中の矛盾が表面化し、今や何らかの根本的轉換を企圖せずして、このまま推移することを許さない重大なる危機に直面していることは御承知の通りであります。狭小な国土に多数の人口を養ひ、しかも日本経済を再建するためには、何よりもまず主要食糧の確保が絶対に必要なることは申すまでもないことであります。これがために、はたまたもつて供出制度を根本的に改善いたさなければならぬと思ふのであります。供出制度の根本的改善は、一方では農家に納得のいく合理的なものとするとともに、他面におきましては、農業の再生産を確保し、さらに農業經營の健全な發達を阻害しないようになつていくことが必要なのであります。すなわち農産物の價格、農家の生産資材、その他の必需物資の供給につき格別の努力を拂わなければならないことはもちろんであります。同時に公正かつ合理的な方法によつて計画的に農業生産を行ふこととし、主要食糧の供出は、その基礎の上に合理化することが必要なのであります。

さて本案の重要な點を述べますれば、まず第一に農業生産の割當制を實施いたしまして、同時に事前に供出の割當も行ひまして、農家の生産と供出の責任制を確立することにあるのでございます。すなわち米、麥、芋類に

いて、あらかじめ農業計畫というものを定めるのでありますが、これはこれらの生産数量、作付面積、供出数量を割り當てて、農家の生産及び供出の責任を明らかにするとともに、それに對して肥料等の資材の配給の裏打ちを計画的に行ふのであります。しかし同時に農家の責任の限界をも明らかにする意味において、強制的な意味における追加割當は行わないのであります。

第二に、この割當の方法は、農林大臣が經濟安定本部總裁の定める方策に基き、中央農業調整委員會と知事の意見を聴き、都道府縣別に農業計畫を定めて、これを知事に指示するのであります。知事はその指示に従ひ市町村別に農業計畫を定め、これを市町村長に指示し、市町村長はその指示に従ひ農家に農業計畫を定めて指示するのであります。しかし知事が指示する場合合には、あらかじめ都道府縣農業調整委員會の議決を得ることを必要とし、市町村長が農家に指示するにはあらかじめ市町村農業調整委員會の議決を得ることを必要とするのであります。農家別の農業計畫はこれを公表し、農家に農家の申立を認めて、割當の公正を期し、農家の納得のいく生産と供出とを行つてもらふとするのであります。

第三に、以上のようにして、あらかじめ生産と供出との責任數量を明確にするのであります。肥料はその生産の計畫と結びつけて割當を行ひ、肥料以外の農業用資材についても、可及的に生産計畫を參照して配給することになるのであります。また指示通りに作付を行つても、災害その他やむを得ない事由で、計畫圖り生産ができないときには、農家は、供出數量の變更を市町村長に對して請求することができることになつております。

第四に、以上のようにして民主的な、かつ合理的な方法と手續きによつて割當を行ひ、重要な農産物の生産と供出を確保するのであります。特に必要がありますれば、知事は、ある種の不念作物の作付を制限するために、その作付について市町村農業調整委員會の承認を受けさせるとか、また農業生産上の障害を排除し、または増進をはかるため、必要があれば市町村農業調整委員會に病蟲害の驅除豫防、水利の調整、農業用施設の共同利用等につ

いて、農家に對し必要な指示をする権限を與えておるのであります。

第五に、以上のような措置は、その實施機關が民主化されなければ從來と何ら變ることがなく、實效もまたあがらないわけでありまから、市町村及び都道府縣農業調整委員會を設置し、その委員は農民の間から公選することにし、他に學識經驗者若干名を加えることにしたのであります。さきにも述べましたように、生産及び供出割當は委員會の議決を必要とするのであります。末端においては、その計畫の樹立と實施の後に必要な専任職員を配置することになつておるのであります。また農林省には中央農業調整委員會を置いて、農業計畫の樹立と食糧管理の實施に關する重要事項を審議することにいたしております。

なお、本法案は當面の食糧危機を突破するための對策であり、主要食糧の生産と供出とを確保するためのものでありますから、その有効期間を一應昭和二十四年三月とした次第であります。

以上が臨時農業生産調整法の骨子となる點でありまして、要旨とするところは、農家の生産意欲を高揚して増産への努力を勵まし、食糧問題の根本からの解決をはかつていきたいと考えておるのであります。

以上臨時農業生産調整法案の提案の理由を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決あらんことを希望する次第であります。

○野澤委員長 この際大臣の時間の關係もありまから、提案されました重要肥料統制法等を廢止する法律案、及び農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引續いた場合の措置に關する法律案、右二案を同時に説明願うことにいたします。農林大臣。

重要肥料統制法等を廢止する法律案

重要肥料統制法及び日本輸出農産物株式會社法は、これを廢止する。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、舊法は、この法律施行後も、なおその效力を有する。

農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き續いた場合の措置に關する法律案

第一條 政府が農地開發法第四十四條第一號の農地開發事業で農地の造成に係るものの用に供されてゐる土地（當該工地上にある物

件を含む。）又は當該事業によつて造成された農地で農地開發營團の所有に歸するものの譲渡を受けたときは、當該土地物件は、自作農創設特別措置法第三十一條の規定による未墾地買収計畫により同法第三十條の規定によつて買収したものとみなす。

前項の譲渡を受けた土地の對價の支拂については、自作農創設特別措置法第四十三條の規定を準用する。

前項の規定により政府の發行する證券は、これを自作農創設特別措置特別會計の負擔とする。

第二條 政府は、農地開發營團から農地開發法第四十四條第二號の農地開發事業を引き續いで行ふときは、政令の定めるところにより、當該事業の施行地區をその區域の一部とする都道府縣に、當該事業の費用の一部を負擔させることができる。

都道府縣知事は、政令の定めるところにより、前項に規定する事業に因つて利益を受けた者に、その受ける利益の限度において、同項の規定による負擔金の一部を負擔させることができる。

前項の處分を取つた者は、當該處分について異議があるときは、都道府縣知事に對して異議を申し立てることができる。但し、その處分を受けた日から三十日を經過したときは、この限りでない。

第二項の負擔金は、國稅納納處分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二項の負擔金は、國稅納納處分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二項の負擔金は、國稅納納處分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二項の負擔金は、國稅納納處分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二項の負擔金は、國稅納納處分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二項の負擔金は、國稅納納處分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

附則
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

○平野國務大臣 重要肥料統制法及び日本輸出農産物株式會社法はこれを廢止する、この法律案に關しまして、提案の理由を申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四號、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の制定の趣意に従ひまして、重要肥料統制法及び輸出農産物株式會社法を廢止することが適當と認められるのであります。これが本案を提出する理由であります。

以上簡單に提案の理由を申し上げた次第であります。これまた何とぞ速やかに御審議の上、可決あらんことを希望する次第であります。

次に、農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合にの措置に關する法律案につきまして、その提案理由の大體の御説明を申し上げます。

農地開發營團は、昭和十六年、當時における主要食糧農産物の需給の状況に鑑みまして、食糧自給の強化をはかるため、大規模な農地の造成及び改良事業を計画的に遂行いたす目的をもちまして、農地開發法に基いて設立され、資本金三千萬圓、うち政府出資千五百萬圓の國家代行機關であります。

設立以來六箇年間に於ける事業の實績を申し上げますと、まず農地開發法による事業につきましては、農地造成事業が、地區數二百四十七地區、造成面積田畑合計一萬七千八百六十六町歩、農業水利改良事業が、地區數二十四地區、受益總面積十五萬八千町歩になつております。

ております。

次に、緊急開拓事業につきまして、昭和二十年年度から本年七月までの實績についてみますと、受託地區數五百四十五、造成預定田畑面積は十三萬四千町歩で、造成した面積は、田畑合計二萬八千町歩に達するのであります。緊急開拓事業においてこの營團の占める地位はまことに重要なものがあるものであります。緊急開拓事業は、國土資源の合理的開發の立場に立ちまして、眞に恒久的な政策として開拓事業をみることは、大規模な開拓事業は、その性質上やはり政府の責任において實施するの體制を徹底せしめることが適當であると考えるのであります。地方におきまして、營團という特殊法人は逐次解散されて、公團その他の形式に移行している現状にありますが、農地開發營團もまた關係方面の示唆もあり、こうした一般方針に則りまして、これを閉鎖機關に指定することにいたしましたのであります。ここにきて、この營團の施行してまいりました農地開發事業及び緊急開拓事業は、ことごとくこれを政府において引き繼いで行つていくにいたしたのであります。

御承知のように、政府の行方開拓事業に要する土地等の取得及び處分に關しましては、自作農創設特別措置法及び自作農創設特別措置特別會計法があるものであります。従ひまして、今回營團から引續ぐ土地物件はあたかもこの措置法によつて買収したと同一の取扱をするのが、至當であると思つております。

次に農業水利改良事業につきまして、農地開發法の中に受益者負擔の制度がありますので、政府引續ぎ後におきまして同様の制度を認める必要があると考えたので、營團の事業引續ぎに伴ひまして、以上の二點について規定を設ける必要を認めたのであります。以上が本案を提案いたしました理由の概要であります。何とぞ慎重審議の上御可決あらんことを切望する次第でございます。

○野澤委員長 お諮りします。ただいま政府より説明になりました以上三法律案に對する審議は次會に譲ることにいたしまして、今日は農業資産相續特別法案について御審議を願ふことにいたします。農業資産相續特別法案に對する質疑の通告があります。これを許します。重富委員。

○重富委員 本案につきまして少しばかりお尋ねしたいと思つております。今日の政治情勢や社會情勢等からいまして、農家がますます零細農と化しようといひたしておりますときに、この法案を出されることにつきましては、心から敬意を拂ふものであります。しかし前回細野委員からも御指摘があつたように、この法案にはあまりにもむづかしい用語が使い過ぎております。これはなんとかしていただかなければならぬと思つております。またせつかく農業資産を引續いだ者が引續ぎはしたものの經營難に最初から陥つてしまひはしないかということ、また無用の相續争を起しはしないかというふうなおそれがあるものであります。先代まではうまく經營ができたが、この引續ぎの際から以後は、經營が非常に困難になつてくるというふうなおそれがあるのではないかと、この點につきまして少しばかりお尋ねしてみたいと思つております。

その第十點は、農業資産が第十條第一項ないし第三項の規定に達する相續分に相當する財産の價額より超過するときは、他の共同相續人にその超過額に對する代金を支拂わねばならぬといふことになつておりますが、大體中小農の持ちますところの財産といふものは、そのほとんどが本法にいう農業資産であつて、おそらく八割ないし九割といふものはそうであらう。これは私自身の経験、私の家のことから見ても、また私どもの周邊の、私どもの仲間のことを考えてみても、そこらのところまでが農業資産であるといふふうなことが思われるのであります。本法に言いますところの農業資産が農業者の全財産であると言つても過言ではないといふふうに考えるのであります。大農とかあるいは兼業農家といつたような、專業農家以外でありますならば、この農業資産以外の資産といふものも考えられますけれども、そうでなければほとんどがこの農業資産であるといふふうに考えられるのであります。ところが、そうしたことは政府委員も御承知のことと私は思つております。その資産の過剰分に對して支拂いをする必要はないといふことになりまして、ちやうどその時期には遺產相續税の支拂いといふふうなこともありますので、かような形で引き繼いだのでは、農業の經營は最初の出發點から、はや借金をもつてやらなければならぬ、こゝういふふうな問題が起つてくると思われするのであります。農業經營の安定が

最初から不安定な状態で出發するといふことになりまして、本法案の第一條に定めてありますところの、その目的にも反するようになるのではないかと、この點が考えられるのであります。一體農家が一旦その經營上に傷をもちましたならば、その傷は容易に回復しない。そして遂に没落してしまふといふことは、今までの自作農創設のやり方につきましてもあつたところでありまして、この點から考えましても、また今日インフレの最大の被害者である者はだれかといふことをお考え願ひましても、こゝういふふうな最初から借金を負うて出なければならぬといふことを經營を農家に負わせるといふことでは、本案の目的にも反するものでないかと考えられるのであります。まづたくこゝういふふうな第十二條のありまう關係上、第一條の農業經營の安定をはかるといふことは、空文に終るおそれがあると思つております。もし第一條の目的が果たしたいならば、農業資産だけは無條件でその相續人に繼承さすべきではないか。それでなければならぬ意義がないと私は思ひます。なぜ第十二條のようなものを設けなければならなかつたか。またこの場合七割五分と限定したのは一體どういふ意味かといふことをお伺ひたいのであります。

それから第二點といたしましては、第六條の規定があるといふことはよいのであります。第四條で推定相續人となつたものがなお肉體とが意思力といたうものが未完成である。かような場合の保護規定といふものがどういふふうになつておるかといふことでありまして、第六條がえつてこの際雇用され

るおそれがあるのではないか、これに對しますところの防護の方法はどういうふうにしておられるかを尋ねたいのであります。それからまた第十二條の第一、第二項に「疑があるときは、としてあります」が、なぜこれを超過するときと明らかにすることができなかつたか、この點であります。第十六條による農業者の算定方法は、先日も細野委員から御指摘がありましたように、きわめてあいまいなものであります。これをもう少し具體的にして、第十二條の「疑があるときは、として表現はかた方がよいのではないかと、以上の諸點は無用の係争を起すものと思はれる點であります。かようなことになければならぬ積極的な理由がどこにあるかを尋ねたいのであります。

それから第三點としましては、第二條では「一時耕作の業務を営む」とありますが、第十四條では「農業を営むことを一時やめ」とあるものであります。すなわち一方では耕作云々とあつて、他方では耕作という言葉がないのであります。この使いわけはどういう意味をもつておられるか。全然意味がないのか、この點をお伺いしたいのであります。それから一時というのはいくつ時日を指すのかを具體的に御説明願ひたいのであります。それから第四點といたしましては、第十五條のこまかい説明を具體的に例を擧げて御説明願ひたいのであります。私の解釋いたしますところは、これは多分遺産相続開始前の行為であつて農業者が處分され、また處分が條件附でされたというふうなときの救済規定だと解しておりますが、もしそ

うであつたといつたしましたならば、農業者が相続人に限つて起る現象ではないとして、それ以外の共同相続人ないしまた第三者にも起ることである。かように私は考へておるのであります。しからば農業者が相続人に對してだけこの求償をしようとするのは一體どういうわけか、他のものに對してはなぜ求償しないかといふことでもあります。本法が家産法でないといふことは前回お話がありました。が、そういうわけでありまゝから、被相続人が遺産相続といふ事實の發生前に農業者を處分するといふことはあり得ると思ひます。従つて農業者が相続人以外に對してしまつても、贈與あるいは遺贈といふことは可能であると考えられます。これを本法以外の法律で禁止したといふものがありますれば、それを明示し願ひたいと思ひます。もしそうでないといふことは、たならば、他の共同相続人あるいは第三者に對して行われたときの農業者が相続人の求償権なり、現物の返還権といふたようなものを、本法で認めていないのは片手落ちではないかといふふうに考へますが、そういうことが認められておられるので、この點をお伺ひたいのであります。

それから第五點であります。第九條で裁判所が裁判するときは農地委員会の委員の意見を聴かなければならないといふことになつておりますが、そのねらいとしておられるところは私も了解のできるものであります。農地委員会の委員の意見といふのは、どういふ意味か。これは数人の意見を聴くといふのか、あるいは農地委員会の決議に基くものをお聴くといふのか、その點が明瞭になつておりませんが、もし委員の意見を聴くといふのであります。したならば、ただ農地委員の意見といふばいいし、また委員会の意見を聴くといふことであれば、農地委員の意見を聴くといふことになつておられますので、この點に疑義をもつておられます。この點はどういう意味かをお尋ねしたいのであります。また農地委員のみなならず、他の人たちの意見も聴かなければならぬことがこの法案には相當にあると思ひます。農地委員だけでは財産の査定とか、その他のことはわからない場合もあると思ひます。そうすれば農地委員だけを特別にここに引き扱ひたいといふ一體どういふ意味か、その他のものもあつて必要はないかといふことでもあります。それから裁判所が農地委員の意見を聴きましたときに、その意見に對してどれだけの拘束をされるか、拘束をされないのか、こういう意味をお尋ねしたいのであります。

第六點は、山林が農業者に對して重要な資産であることは、前回細野委員が御説明になつた通りと私も思ひますが、農業者の資産の中にこれが取入れてないのは一體どういふことかといふことでもあります。もつともこの際山林の意味がどういふふうになるか、と思ひますが、この山林は相當緩和できるほどの程度にお考えになつておられるか、これらの點をお尋ねしたいのであります。もし山林といふことが非常に狭義の意味でありまゝと、やはり山林といふたようなものがこの中にはいらなかつたといふと、農業者といつたとしても片手落ち

の形になると考へられますので、この點についてお尋ねしたい。以上六點についてお尋ねいたします。○山添政府委員 重富委員から非常に深くこの法律を研究されました上においての御質問がございました。一章ごとに御答申申し上げたいと思ひます。第一に特別相續分として全財産の二分の一といふことを限度とした、その結果現實の農家の資産の中で、農業者が九割を占めておられる場合、農業者が通常であるが、その場合に初めから農業を承継したものが、たとえ兄弟であるにしても、若干の借金をしよつて出資することになるのではないかと、仰せの通りであります。しかしその割合はどの程度の負債になるかと申しますと、まず全體の五割は特別相續分として餘計にもらひ、假に相續すべき兄弟が二人であるといふれば、農業者が相続人の相續分は七割五分になります。三人でわけるといふことでは六割六分になり、四人でわけるといふことでは六割二分五厘、こういうふうなことになるので、相當程度保護されておる。従つてかりに農業者の額が全體の資産の中での八割乃至九割を占めておられると、まず最大限全體の資産に對しての三割とか二割とかいふ範圍に止まるわけでありまして、その程度のものであります。それは償還ができることであるといふ期待をいたしておられます。もとより農業を受け継ぐ人だけの立場から申しますれば、重富委員御指摘のような事象よりも、さらに進んで農業者の全部を特別相續分として受けるということが望ましいとは思ひますけれども、それではまた新しい憲法によりまして均分相續の制度をとつておるといふ原則に對して、あまりにも考慮を拂わぬといふことになるわけでありまして、従つて特別相續分として餘計に受けます限度を、民法にいうところの遺留分の範圍を害さない程度にとどめたのであります。すなわち全體の資産の二分の一の範圍といふことにいたしましたのであります。これは均分相續の原則をある程度考慮しつつ、農業を承継する人の立場を擁護してのこと。こういう點から出ているのであります。この邊が適當なところであり、かつまた妥當な點ではないかと、かように存じておるのであります。なおまた將來状況によりましては、農業者を受け継ぎました人が、他に償還するところの負債等を容易ならしめるための金融の制度等は、併せて考へたいといふことといふふうに考へておるのであります。

次に第六條の問題であります。指定相續人が農業を営む見込みがないことが明らかといふようなときには排除されるという點について、争ひを起すおそれはないかといふお尋ねがあります。これは見込みがないことが明らかとなつたといふのであります。で、積極的に見込みがあるといふことを證明することは、非常にいづうな場合にめんどろはございませう。しかしこれは見込みがないことが明らかだといふ書き方でありまして、たとえ非常にまだ子供であるとか、體が成熟していないとか、なるほどそのときに、これは見込みがある、こうがうちに言うことはまだめんどろでありましかつ、しかし見込みがないことが明らかであるといふことはなおさら言えない。ですからこれは濫用されるこ

て、これを繼續していこうというこ
ではなしに、農業資産が殖えたり分
されたりするようなことは、一應社
的な現象として認めつつ、相續によ
てわかれるという問題を防ぐために
の法律の適用がある。こういう趣旨
あることを御承知願いたいと思ひ

す。それから第十九條でございますが、委員等の意見と言いますのは、委員人または数人、また委員會全體の意見でもよろしいございます。ただ委員の決議をもつてしなければ答申ができないのだということがあります。これは必ずしも適當ではないわけであります。どういふふうに制限いたしますれば、従つて委員會の決議として聽くといふ場合もありましょう。委員會のうちの數人の意見を聽くといふともありましようが、それは運用にわたされてゐる。しかして委員が意見をしました場合に、その意見に拘束されるやいなやということにつきまゝまい、これは裁判所は拘束をきつません。

分、い、處を、とせ、おつ、いいよ、け

農地に關することでございますし、
た農地委員は村の人であります
で、農業を承繼するに最も適當な
に農業資産を承繼せしめたいといふ
旨からの第十九條の規定でありま
て、それではその他萬般について
わゆるもの知りと申しますか、常
ある、また世間の信望のある人の
を聴くことが必要ではないかとい
につきましては、家事審判法等が
されますれば、この法律もまた

されて、家事審判所でさばくというこ
とになっておりますので、その場合
にはまたお話のような點がそちらの方
で行われる。かように存しておるので
あります。

それから山林を除外してゐるのは不備ではないかという點であります。自家用薪炭原木採取の目的に供される土地の所有權、すなわち農家の普通もつております山には、もとより用材をとることを目的とする山林と、自家用の薪炭、燃料をとる、また草を刈るといふような、農業經營と密接不可分の關係にある山と二通りありますが、この場合には、農業經營と密接不可分の關係にある薪炭林を考えたのであります。もつばら用材を目的とする山林についてはこの法律の對象としてはいいないのであります。

○軍需委員　大體御答辯で了解のできる點もありますが、私の質問の第一點について、新憲法あるいは民法等のことも考慮してどういふふうにしたというお話でありまするが、それからいきますと、第一條にある農業經營の安定をはかるという點が、相當ここで抹殺されてくるように思えるのです。實際今まででも、わずかな借錢をもつても農家はやつていけなかつたというのが事實であります。これは農林省の方でも御承知のことと思いますが、長い間自作農創設ということをもつばらやられた、しかもそれが地主擁護だという非難まで浴びてきたところは、やはりそうしたわずかのきずをもつた農業でさえ、この經營が困難だという事實を明らかに示しておるものだと思います。従つてこの點に對して何らかの考慮が拂われない限りは、この農業資產

を相續しましたものは實際は非常な困難に陥つてしまふ。結局農業を放棄しなければならぬというふうなことが相當起つてくると思ふのであります。と申しますのは、農業資産というものは大體が物でありまして、あるいは動産、不動産であつて、その中にはほとんど現金があり得ないというふうな状態のものがあります。従つてそこには運轉資金も初めからもつていない。こういうふうな状態で引き繼ぐものであります。これが超過しておるといふときには、なおさら現金などの分配のあらうはずはない。また有價證券などの分配があらうはずがないのであります。従つてこれを相續した者がへそくり金でももつておればいざ知らずでありますが、そうでない限りはやはり非常な經營困難が伴つてくる。運轉資金は何もない。その上に借金を負うてくるというやうな結果をここに招來してくるということは、これを一つながめただけでははつきりいたします。その上に、現在の状況は、インフレの關係上農業者がその最大の被害者となつております。この大荒波の中で、このことによつて保障しようといひますならば、どうしてもこの點を考慮していただかなければほんものになつてこないというふうに考えますので、この點をお尋ねいたしましたのであります。

それから、第六條の規定は、明かなるときは云々となつておるから濫用されないと言われますけれども、今まででも、家督相續という非常に嚴重な法律があつてさえ、この點を潜つていろいろと伯父や伯母その他のものが、その財産を横取りをしたという例はいくらでもあります。従ひまして、こういう

ふうな事實が起るということを前提にしますときには、これでは濫用されないと決して安心はできないのであります。従つてこの點は、やはり未成年者あるいは後家さんなんかがこれを相續するといふふうな場合につきましては、よほどこれを保護してやるという考え方をもつてやらなければ、これらの者はひどい目に遭ふということが言われる、かように考えるのであります。濫用されないどころか、むしろこういう狀況では濫用される方が一層大きい。これは過去の民法等の規定が相當嚴重なものであつても、こういうことが方々にあるのでありますので、この點を考へなければならぬのじやないか、こういう意味であるのであります。それから、今の幅の問題でありますが、疑いがあるときという問題につきましても、ちやうど御説明のような意味のことは考へられますけれども、またそれは全然逆のことも考へられるのであります。従いまして、しかもこの中にはただ請求することができるとあるのではありませんから、超過するときというふうに明瞭にしておきましても、強いでそれを請求しなければならぬ。また支拂わなければならぬということにはなつていないのでありますから、疑いがあるときということよりか、むしろそうした方が紛争を招かないのじやないかというふうに考へられるのであります。それから今の裁判關係でありますが、裁判所が農地委員の意見を聴かないでやつたときには、この裁判はどうなるかということを一應お尋ねしておきたいのであります。

○山添政府委員　市町村農地委員會の意見は聴かなかつた場合といへども、

裁判の效力には影響はないのであります。その他の點につきましては、第一條の目的を達するためということにつきましては、先ほど申しましたようなわけで、重富委員のお考えになつておりますところと、また私どもがこの法案の立案に當りましたところと、精神は同じくいたしておるわけであります。けれども、全體の關連の上における調和點をどこに見出すかという意味におきまして、ここに到達したのであります。その意味を御了承願いたいと思ひます。

それから第六條の問題は、かような規定をそれぢやなしにすればどうかと言へば、結局農業を営まない人でも農業資産を受け繼いで、財産上の特別の保護を與えられるということになるので、どうしても特別相續人を認める場合にはみずから農業を営む人ということではなければならぬ。その趣旨を鮮明にしたのであります。その意味から申しますれば、どうしてもこういう規定は要るわけであります。しかしながら、先ほど申しますように、農業を営む見込みがないことが明らかだといふことは、よほどその人が自願であるとか何とか言へば、これはしかたがないと思ひますが、そうでなければいゝわけでありませう。しかも相續に關する問題として、家族制度というものはもちろんないのでありますけれども、家族生活というものはある。従つて足がびつこであるとしても、連れ合ひが農業をやる氣がある場合には、やはりその人が農業をやるということになる。その人が農業をやらぬことが明らかだといふ場合は、農業を営む見込みが、赤ん坊の場合は、農業を営む見込み

みがあるとは言えぬかもしねぬか、い
わんや見込みがないということは言え
ぬわけであります。ですから、法律に書
いてあります六條の精神をはつきりい
たしますれば、自然これは明瞭になる
問題であります。もつとも悪いやつが
いろ／＼なことを悪用するであらうと
いうことは、これはあらゆる場合にあ
ること、やむをえないことと思いま
す。

○細野委員 関連して伺いたい。この
立案につきまして、民法等のことを相
當考閲を拂われておるといふのであり
ますが、民法の、今の司法委員會でや
つておる法律中には、本法に載つてお
る裁判所という言葉に當る文字が、全
部家事審判所という文字になつてお
る。昨日からの御説明によつても、家
事審判所というようなことを御答辯に
なつておるのであります、従つて本
法も民法と調和をとつて、裁判所とあ
るところは全部家事審判所にしたらど
うかということ、これが第一點であ
ります。

それから第二點といたしまして、第
十九條の市町村農地委員會の意見を聽
かなければならぬということ、これは
裁判所はその意見に拘束されないとい
うような御答辯であつたのであります
が、一應これだけ讀みますと、何らか
の拘束力があるように見える。これは
結局司法權の獨立ということに抵觸す
る一つの憲法違反の規定ではないかと
いう疑いがある。この點の御見解を伺
いたいと思う。

もう一つは、昨日も申し上げました
ように、これは家産ではないけれども
しかしこの法律から受ける農民の感じ
というものは、家というものと農業と

いうもの不可分に考えておりますから、結局一種の家産のような氣持で相續するのであります。従つて私は、農家における先祖以來の位牌とかいうもの、これは民法の上では「系譜、祭具及び墳墓の所有權は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。」ということになつておりまして、結局農家資産を相續する者が祖先の祭祀を主宰すべきものだと思つれば問題はない。だから私は、祖先からの位牌とか祭具とかいうようなものは農家資産と不可分、農家資産を相續する者が先祖の位牌を相續する、こういうふうにした方がよいと思つて、この點について御見解を承りたい。

○山添政府委員 新しい民法並びに家事審判法が施行になりまして、その後でこの法律を出すということなら、ただいまお述べになりましたように、裁判所とありますのを家事審判所に直し、それから引用しております民法の條文も、新しい民法の番號を引くわけでありまして、現在はお現行民法が施行されて、また家事審判所というものもできておりませんので、この法律は早く施行したい。新しい民法は一月一日からありますが、この法律はできるだけ早く施行したいという意味合いから、現行の法律制度によつて立案をいたしまして、しこつして新しい民法、また家事審判所法が成立いたしますれば、次の議會の初めにまたこの法律を改正する。こういう手順を考へておるのであります。非常な手数をして、かえつてわかりにくいじやないかという御意見もあるかと思ひますけれども、この法律を早く施行いた

たしますがために、そういう方法をとつておるのであります。

それから農地委員の意見を聴くことは、裁判の獨立を害するおそれがあるかどうかということでありまして、これはなるほど裁判をする人に對して、農地委員の意見を聴くという義務をつけたわけでございますが、この法律全體の取扱いが、家事審判所等で扱うところの、いわば一切の事情を考慮して適當なさばきをつけるというふうな、こゝろの協定的性質をもつておるといふ意味合いからいたしまして、他の人の意見を聴くことは適切であると思つてございまして、もとよりこれは申すまでもありませんが、一般に調停法におきましては、借地借家の場合も、あるいは小作爭議等の場合におきまして、いずれも調停委員の意見を聴く。それが調停である。これは裁判ではないかといふことは言われまはるけれども、事案をいたしまして、やはり同じようないふるんな一切の事情を斟酌して、適當な解決をつけるという意味において、農地委員の意見を聴くことにいたしましたのであります。もとよりその効果はなくても、裁判所の效力には影響はございせんが、そういう意味においてこゝろの第十九條を設けておるのでございまして、憲法に違反をするといふことにはならないように考へております。

それから新しい民法によりまして、墳墓とか、祭祀だとかいうようなものを受けるのは慣習による。慣習にと申しますのは結局長男というものであります。慣習が分明でなければ、裁判の決定にまともなところではないかと思ひます。なるほど農家資産を受け継ぐ人

は、長男である場合が多いとは思ひますけれども、それは限らないのであります。むしろ弟の方がずっと長く家におつて、兄さんの方は學校に出ておる。學校を出てどこかのサラリーマンになつておる。弟は家におつて百姓をやつておる。こういう場合は當然弟が農家資産を受け継ぐことになる。それからそういうときは祭祀はだれが受け継ぐか。その場合は日本の現状として、その建物とともにその土地におります弟の農家資産の相續者が、受け継ぐことになるのであります。ところがこの祭祀をこゝろの農家資産に結びつけるというところがよくいかうか。なるほど事實は合致しておるような場合が、ありますが、これは新しいこゝろの事實、家督相續が廢止になつた結果として、むしろ細野委員が御指摘になりましたような慣習が、だん／＼これから出てくるのではないかとこゝろに考へるのであります。事柄はおのずから別個に處理しつつ事實は御指摘になつたようなことになつていくのではないかと、私はこゝろの考へをいたしております。

○重富委員 議事進行について發言いたしたいと思ひます。重要肥料業統制法等を廢止する法律案、農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案につきましては、質疑應答等を省略して、この際決議していただきたいと思ひますので、ひとつ議題に供していただきたいと思ひます。

○野澤委員長 ただいま重富委員から議事進行に關する動議が出ましたので、これを採決したいと思ひます。

なおその内容は重要肥料業統制法等を廢止する法律案、農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案、右二法律案は獨占禁止法に基き、當然な事なればならぬ法律案と見るがゆゑに、質疑を省略して可決せられんことを望むという意味の動議がありました。これをお諮りいたします。ただいまの動議を採決するに御異議ありませんか。

○細野委員 ちよつと質問があります。

○野澤委員長 では採決前に細野委員に發言を許します。

○細野委員 農地開發事業の法律案についてお尋ねしたいのは、政令の定めるところにより」といふ文言が第二條に二箇所あります。さつき騰寫版でお配りになつたものを實はよく見ておらぬのでありますが、これは勞働省設置の問題に關連して政府にお伺ひするものであります。この政令の内容といたしましては、この政令の内容といたしまして、これはやはり參議院にいきまして、労働省設置の場合と同じような問題になるのであります。この政令の内容はよく見ておりませんが、法律事項ではないのですか。

○山添政府委員 これは今までのやり方といたしまして、地元で四割負擔せしめるといふようなことを農地開發營團と府縣との約束でつとやつておるわけでありまして、その内容そのままを受け継ぐ、こゝろの政令に規定するわけでありまして、従つて法律で書かなければならぬといふように思つておらないのであります。

○細野委員 内容は政令が何かでやり得る程度のもので、

○山添政府委員 なるほど施行規則をもつておるこゝろの都道府縣に費用の一部を負擔されることができるといふのであるから、いかに費用を負擔せしめるが故に、非常に新しい負擔をかけるといふことであれば、これはむしろ法律事項でなければならぬと思つておるわけでありまして、この場合におきましては、現に農地開發營團が府縣等とどういふ契約を結んで、地方が一部負擔するものに事業を施行しておるのであります。それをそのまま踏襲するといふ意味でございまして、これは特に法律をもつて定めるといふようなことは要らないので、ただ負擔させることの内容がどういふ程度であるかといふことを、明瞭に政令で書くといふ程度であります。

○細野委員 今の質疑打ち切りの動議につきましては、私は重要肥料業統制法等を廢止する法律案につきましては賛成いたしますが、農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案につきましては、今の政令の問題の御答へによつて私はまだ了解いたしませんから、質疑打ち切りに反對いたします。

午後二時五十二分休養

午後三時二分開議

○野澤委員長 再開します。ただいま重富委員から議事進行に關する動議が出ましたが、重要肥料業統制法等を廢止する法律案は、獨占禁止法に基いて當然廢止すべきものであるがゆゑに、質疑を省略して可決されんことを望むといふ意味の動議でござい

います。これを決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは可決決定いたしました。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時三分散會

〔参照〕

重要肥料業統制法等を廢止する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和二十二年法律第五十四號(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律)制定の趣旨に従い、重要肥料業統制法及び日本輸出農産物株式會社法を廢止しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案はその提案の経緯に鑑み、私的獨占を内容とする二法律を速かに廢止するを適當と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年九月二十二日

農林委員長 野澤 勝

衆議院議長 松岡鈞吉殿